



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 101/2019年5月号

発行日：2019年5月30日

令和の時代に入り1か月が経とうとしております。3月決算法人にあっては、ようやく会計業務も一段落しつつあるところかと思えます。最近、さわやかな気候というより、暑い日が多く、繁忙期を乗り越えて、疲れた体には堪えますね。

気温や天候の変化には十分に気を付けて、もうひと踏ん張り、頑張りましょう。

I. 最新情報（2019年4月1日～2019年4月30日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年4 月24日	研 究 報 告	学校法人委員会研 究報告第25号「確 認について」の改 正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2019年4月18日 に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究 報告第25号「確認について」の改正について」を公表いたしま したので、お知らせします。 本研究報告の改正は、監査・保証実務委員会研究報告第6号「銀 行等取引残高確認書及び証券取引残高確認書の様式例」（2018 年10月26日改正）及び監査・保証実務委員会実務指針第73 号「訴訟事件等に関わる顧問弁護士への質問書に関する実務指 針」（2018年2月19日改正）を踏まえ、本研究報告中の対応 する様式例を中心に改正を行ったものです。	—

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年4 月1日	実務 指針	「IT委員会実務 指針第7号「受託 業務のセキュリティ、 可用性、処理のインテ グリティ、機密保持及び プライバシーに係 る内部統制の保証 報告書」及び「I T委員会研究報告 第45号「IT委 員会実務指針第7 号「受託業務のセ キュリティ、可用 性、処理のインテ グリティ、機密保 持及びプライバシ ーに係る内部統制 の保証報告書」の 実施上の留意点」 の改正について	日本公認会計士協会（IT委員会）では、2019年3月19日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」及びIT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正について」を3月29日付けで公表しましたのでお知らせします。 本実務指針及び研究報告は、財務報告目的以外の受託業務に係る内部統制を検証し、報告する保証業務に関する実務上の指針を提供するものです。 今般の改正では、2017年4月に、米国公認会計士協会（AICPA）から、2017年版の Trust Services Criteria (TSC) が公表されたことを受け、付録4の内容を中心に見直しを行うとともに、2018年2月に AICPA から公表された DC section 200 の内容を受けて、受託会社のシステムに関する記述書の記述規準について、見直しを行っております。	—
2019年4 月5日	公 開 草案	IT委員会研究報 告「IT委員会実 務指針第6号「I Tを利用した情報 システムに関する 重要な虚偽表示リ スクの識別と評価 及び評価したリス	日本公認会計士協会（IT委員会）は、2012年6月5日付けで公表したIT委員会研究報告第42号「IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」（以下「IT研42号」という。）について、クラウドサービス、ERP（Enterprise Resource Planning）といったIT技術の進歩や普及が多岐にわたることを踏まえ、見直しを行ってまいりました。このたび、一応の検討	—

		クに対応する監査人の手続について」に関するQ&A」（公開草案）の公表について	<p>を終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本公開草案の取りまとめに当たっては、IT研42号の各Q&Aの内容の全般的な見直しを行うとともに、実務上の利便性の観点から、IT実6号の構成に捉われず、類似した論点ごとに再編成しています。参考資料として、IT研42号との比較表を取りまとめておりますので、併せてご高覧ください。</p> <p>なお、本公開草案の確定版の公表と同時に、IT研42号は廃止することを予定しております。</p>	
--	--	--	--	--

6. その他 特になし

II. 連絡広場 ワンポイントメッセージ

監査品質の指標（AQI）に関する研究報告について

日本公認会計士協会では、監査法人ガバナンス・コードの公表を契機として、2017年2月に監査事務所情報開示検討プロジェクトチームを設置し、監査品質の指標（AQI）を検討課題の一つとして取り上げ、検討を行ってまいりました。2018年11月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」を2018年11月21日付けで公表しました。

この研究報告は、上場会社の監査を担う監査事務所が、監査品質の向上に向けた取組について外部に公表する場合や監査チームが被監査会社の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）に説明する場合に、監査品質の指標（Audit Quality Indicator(以下「AQI」という。))として用いる項目及びそれをを用いる際に参考となる情報を取りまとめたものです。

なお、この研究報告は、AQIを通じて、監査品質の向上に向けた取組状況についての外部の利害関係者の理解を促進し、監査チーム又は監査事務所と利害関係者とのより建設的な対話に資することを意図しています。

以下で、その内容を確認していきたいと思えます。

【1】AQI項目の選定

監査品質は直接測定することが困難であるため、その代替として、監査品質に影響を与えると想定される要因を選択して定量的に示したものがAQIです。

AQI項目の候補としては、①監査事務所レベルと②監査業務レベルごとに、監査事務所の状況や人材投資、監査結果、監査チームの状況等について、各監査事務所の状況に合わせて選択することが想定されています。

監査事務所の規模や業務内容、組織、運営スタイル及び品質管理の状況は、各事務所によって様々であり、監査品質を向上させるための要因も異なるため、その取組も一様ではありません。したがって、本来、AQIは、個々の監査事務所が監査品質の向上のための取組の成果をどのように測定しているかによって変わるべきものであり、適切なAQIのセット(指標の組合せや重点の置き方)は、監査事務所により異なるものです。

また、同じ監査事務所であっても、監査品質に影響を及ぼす背景的要因等の変化に応じてその内容は変化していくものであると思われま

す。AQI項目の選定に当たっては、個々の監査事務所の規模や状況に応じて、監査品質の向上のための取組の全体像をバランスよく示す適切な組合せとする必要があります。

【2】それぞれの項目の内容について

①監査事務所レベルのAQIは、主として、監査事務所が監査法人ガバナンス・コードに基づいて任意で作成する監査品質に関する報告書において公表することが想定されています

このほか、公認会計士法に基づき作成が求められている業務の状況に関する説明書類や会社計算規則第131条に基づく監査事務所の品質管理システムの状況を記載した資料に含める方法も考えられます。

② 監査業務レベルのAQIは、監査チームが、被監査会社の監査役等に報告することを想定されています。会計監査人の選解任権の議案決定権を有する監査役等は、監査事務所レベルの監査品質を向上させるための取組とともに、自社の監査チームが提供する監査品質により高い関心があり、監査チームに関する具体的な情報を必要としているためです。

被監査会社の監査役等に対しては、監査事務所レベルと監査業務レベルのAQIを説明することとなりますが、説明の時期は、従来行われているコミュニケーションの一環として、監査計画時や監査完了時に行われることが多いと想定されます。

【3】AQIの利用により期待される効果と限界

監査品質の向上に関する取組状況の説明は、定性的な記述が中心となるものの、定性的な記述のみでは具体性や比較可能性に乏しいものとなるため、AQIを併せて示すことが、利用者が取組の成果を理解する上で有用と考えられます。

ただし、先にも述べたようにAQIは、監査品質そのものではなく、基本的に監査品質に影響を及ぼす要因の定量情報であることが想定されるため、個々の監査事務所の規模や状況によりAQIの意味合いも異なることとなります。したがって、AQIの数値の高低による単純比較や、数値そのものだけで優劣を判断することは適切ではないと考えられます。

AQIの利用に当たっては、AQIのそのような性質を理解し、その限界を補うために、数値情報だけが独り歩きしないように定性的な説明を十分にするとともに、AQIの意味が適切に理解されるよう工夫することが必要です。また、監査事務所は、外部に示すAQIの数値を良くすることが自己目的化しないように留意する必要があると考えられます。

【4】まとめ

会計監査及び監査法人を取り巻く環境は、会計不祥事などの影響もあり、年々厳しくなっているように思われます。

そのような環境下にあっても、当法人としては、監査の品質の維持・向上を最優先の課題として取り組んでまいりたいと思います

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703